

特定非営利活動法人きみのゆうき定款

第1章 総則

第1条 この法人は、特定非営利活動法人きみのゆうきという。

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山県海草郡紀美野町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生産者や消費者に対して有機農業の普及、食育、子どもの教育及び健全育成等に関する事業を行うと共に、有機農業への新規及び転換参入希望者を支援し、また災害時において農地の復旧を速やかに行うためのボランティアコーディネートを行い、食農を軸にした多様な学びの場を育むことにより、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 消費者の保護を図る活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

- ①有機農業推進・啓発事業
- ②食育事業
- ③有機農産物・加工品の流通販売事業
- ④災害ボランティアコーディネート事業
- ⑤食農を軸にした子どもの教育及び多様な学びの場の運営事業
- ⑥その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、法という）上の社員とする。

- （1） 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- （2） 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項の者の入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- （1） 退会届を提出した時
- （2） 本人が死亡し、または会員である団体が消滅した時
- （3） 継続して2年以上会費を滞納した時
- （4） 除名された時

（退会）

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、この会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反した時
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち1人を代表理事、1人以上を副代表理事とする。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第 14 条 代表理事はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、も

しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第 15 条 役員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は辞任後又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第 17 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至った時は、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（1） 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

（2） 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職員）

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第 5 章 総会

（種別）

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任及び解任

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する時には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも総会の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項と

する。

2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）もしくは、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的記録又はオンライン会議システムによる表決者、又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で別に定めるものの他、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 役員の職務及び報酬
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも理事会の日の 2 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム、もしくは、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、電磁的記録又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 理事会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（臨機の措置）

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

- （1） 目的
- （2） 名称
- （3） その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- （4） 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- （5） 社員の資格の得喪に関する事項
- （6） 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- （7） 会議に関する事項
- （8） その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- （9） 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- （10） 定款の変更に関する事項

（解散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- （1） 総会の決議
- （2） 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- （3） 正会員の欠亡
- （4） 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから、総会の議決により選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	中原 和也
副代表理事	藤井 哲次郎
理事	鷺野 律雄

理事	宮下 和佳
理事	尾原 由佳
監事	竹中 みち子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定に関わらず、成立の日から令和 7 年 6 月 3 0 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定に関わらず、設立の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

①正会員

(1) 入会金			0 円
(2) 年会費	個人会員	1 口	3, 0 0 0 円
	団体会員	1 口	1 0, 0 0 0 円

②賛助会員

(1) 入会金			0 円
(2) 年会費	個人会員	1 口	3, 0 0 0 円
	団体会員	1 口	1 0, 0 0 0 円

令和 8 年度の事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人きみのゆうき

1 事業実施の方針

- ・ 有機農業の推進・啓発を軸に、米・大豆・小麦の有機栽培を継続・拡大し、醤油原料の自家生産体制を確立する。
- ・ 大豆・小麦の原料生産から醤油搾りまでの一貫した食育活動（百笑愉快プロジェクト）を実施し、地域住民・会員との連携を深める。
- ・ 定款第 5 条⑤（食農を軸にした子どもの教育及び多様な学びの場の運営事業）を新設し、子どもを対象とした農業体験・食育プログラムの立ち上げを行う。
- ・ 広報活動を強化し、会員 10 名以上を目標として地域コミュニティーの育成に取り組む。
- ・ 定款変更に伴う所轄庁への届出・認証手続きを確実に完了し、適正な法人運営を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	事業費の 予算額 (千円)
有機農業推進・啓発事業	有機農法による米・大豆・小麦の栽培を実施。電柵設置による獣害対策を強化し、大豆・小麦の本格栽培を展開する。管理機・播種機等の農業機器を整備し、会員参加型の農作業体験の場を提供する。	令和 8 年 4 月 ～ 令和 9 年 3 月	和歌山県 海草郡 紀美野 町内農地	10 名程度	会員及び参加者 15 名程度	455
食育事業	大豆・小麦の原料生産から麴づくり・醤油搾りまでの一貫プロセスを実施。麴箱・樽・せいろ等の醤油製造設備を整備し、	令和 8 年 4 月 ～ 令和 9 年 3 月 (醤油搾り：令和 9 年 1 月予定)	和歌山県 海草郡 紀美野 町内施設	5 名程度	参加者・学校関係者 20 名程度	391

	食育ワークショップを開催する。					
有機農産物・加工品の流通販売事業	令和 8 年度は実施準備段階。	令和 8 年度中（未定）	—	—	—	0
災害ボランティアコーディネート事業	令和 8 年度は実施準備段階。	令和 8 年度中（未定）	—	—	—	0
食農を軸にした子どもの教育及び多様な学びの場の運営事業	定款変更により新設。農業体験・食育プログラムを通じ、子どもたちが食と農を体験的に学ぶ機会を提供する。令和 8 年度は事業立ち上げ・計画立案を実施する。	令和 8 年度中（詳細は検討中）	和歌山県海草郡紀美野町内農地・施設	3 名程度	小中学生・保護者 10 名程度	0

（注意事項）

- 1 定款の変更の日の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。

令和9年度の事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人きみのゆうき

1 事業実施の方針

- ・ 有機農業の推進・啓発を継続し、令和8年度に整備した農業機器を活用して米・大豆・小麦の安定生産と収量向上に取り組む。
- ・ 手作り醤油（百笑愉快プロジェクト）を本格展開し、完成醤油の地域飲食店・学校給食への提供に向けた研究・試験提供を推進する。
- ・ 定款第5条⑤（食農を軸にした子どもの教育及び多様な学びの場の運営事業）を本格始動し、子ども向け農業体験・食育ワークショップを定期実施する。
- ・ 有機農産物及び加工品（醤油等）の流通販売に向けた体制整備を進め、地域内での販路開拓に取り組む。
- ・ 会員の定着・新規加入を促進し、地域コミュニティとの連携を強化して持続可能な法人運営を確立する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	事業費の 予算額 (千円)
有機農業推進・啓発事業	令和8年度に整備した農業機器を活用して米・大豆・小麦の安定生産と収量向上に取り組む。会員参加型の農作業体験の場を継続提供する。	令和9年4月 ～令和10年3月	和歌山県 海草郡 紀美野町内農地	10名程度	会員及び参加者15名程度	250
食育事業	手作り醤油（百笑愉快プロジェクト）を本格展開。完成醤油の地域飲食店・学校給食への提供に向けた研究・試験提供を推進する。	令和9年4月 ～令和10年3月（醤油搾り：令和10年1月予定）	和歌山県 海草郡 紀美野町内施設	5名程度	参加者・学校関係者20名程度	180
有機農産物・加工品の流通販売	有機農産物及び加工品（醤油等）の流通販	令和9年4月 ～令和10年3月	和歌山県 海草郡 紀美野	3名程度	地域住民・飲食店10名程度	0

事業	売に向けた体制整備を進め、地域内での販路開拓に取り組む。		町内			
災害ボランティアコーディネート事業	令和9年度は実施準備段階。	令和9年度中（未定）	一	一	一	0
食農を軸にした子どもの教育及び多様な学びの場の運営事業	定款第5条⑤を本格始動。子ども向け農業体験・食育ワークショップを定期実施する。	令和9年4月～令和10年3月	和歌山県海草郡紀美野町内農地・施設	3名程度	小中学生・保護者10名程度	100

（注意事項）

- 1 定款の変更の日の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人きみのゆうき
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員 3,000円×10名	30000	30000	
2. 受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等 紀美野町まちづくり補助金	500000	500000	
4. 事業収益	0	0	
5. その他収益 代表理事立替相当分（自己資金）	316000	316000	
経常収益計			846000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
そ 農業資材費・農業機器費・食育資	846000		
事業費計		846000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			846000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			414480
次期繰越正味財産額			414480

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人きみのゆうき
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員 3,000円×10名	30000	30000	
2. 受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等 紀美野町まちづくり補助金	500000	500000	
4. 事業収益	0	0	
5. その他収益	0	0	
経常収益計			530000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
そ有機農業推進・啓発事業費・食育	530000	530000	
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			530000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			414480
次期繰越正味財産額			414480